

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

NO.755

1

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

睦月

January 2013



今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- ・年金受給者の皆様へ 源泉徴収票が送付されます 2
- ・「ねんきんネット」のアクセスキーが年金事務所で発行できます!! 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・傷病手当金 4~5

●佐賀県社会保険協会

- ・平成24年度 社会保険事務講習会開催のごあんない 6
- ・皆様の職場へ講師を派遣いたします! 7

○年金相談窓口開設等のご案内 8

○一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165(ナビダイヤル) 8

○各種適用関係届の送付先 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

健康づくり企画
KARADA PLUS ONE 第5回

カラダプラスワン

あなたも
チャレンジ!

運動実施期間
2013年1月4日~3月31日

登録期間 2013年
12月1日~1月31日
(2013年1月4日~3月31日はイベント期間中)

職場内で回覧しましょう。

あけまして おめでとうございます

日本年金機構は、発足以来、年金記録問題の早期解決及びお客様一人ひとりの期待に応えられるサービス機関としての充実を目指して、日々、業務の運営に努めてまいりました。

私たちは、お客様の目線で考え、お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを提供することをお約束するとともに、身近で信頼される年金事務所であるよう、全職員一丸となって取り組んでまいります。

今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



日本年金機構 佐賀年金事務所長
日本年金機構 唐津年金事務所長
日本年金機構 武雄年金事務所長

事業主の皆様へ 「賞与支払届」の届出はお済みですか？

賞与を支給されたときは、**支給日から5日以内**に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

資格取得月・資格喪失月の取扱い

- 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象になりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※ 将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

年金受給者の皆様へ 源泉徴収票が送付されます

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月中旬以降順次送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できますので、年金事務所又は『ねんきんダイヤル』（☎0570-05-1165）までお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

「ねんきんネット」のアクセスキーが 年金事務所で発行できます!!

「ねんきんネット」とは？

インターネットサービス「ねんきんネット」では、いつでも最新の年金記録の確認や、年金額の試算などできます。また、平成24年度からは「ねんきん定期便」や「振込通知書」などが、パソコンで確認できるようになります。今後も新たなサービスを追加していく予定です。ぜひご登録ください。なお、「ねんきんネット」をご利用になるには「アクセスキー」があると便利です。

「アクセスキー」って何？

「アクセスキー」は、平成23年度以降の「ねんきん定期便」に記載されている17桁の番号です。ただし、このアクセスキーの有効期限は発行から3ヶ月です。アクセスキーをお持ちの場合は、通常ねんきんネットユーザIDの取得に5日かかるところ、わずか5分で取得できます。

どうしたら 「アクセスキー」を 発行してもらえるの？

年金事務所の窓口で発行できます。ご本人様が、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳等）と、本人確認のできるもの（運転免許証やパスポート等）をお持ちのうえ、お申込みください。また、郵送でもお受けいたします。下記の「ねんきんネット」アクセスキー発行申込書をご利用下さい。

お問い合わせは

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください

0570-058-555

※050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は、

03-6700-1144

月～金曜日午前9時00分～午後8時00分
第2土曜日午前9時00分～午後5時00分
（祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。）

または、お近くの年金事務所へ

- 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121

—〈キリトリ線〉—

「ねんきんネット」アクセスキー発行申込書

太枠内を記入してください。

基金年金番号(10桁)		—				社-1		
フリガナ						生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	
氏 名	印 (旧姓:)							年
住 所	〒 - 電話番号() -							

※申込書にご記入いただきました情報は、この「ねんきんネット」アクセスキー発行以外の目的には使用いたしません。



傷病手当金



被保険者本人が病気やけがなどで療養のため仕事を休み、事業主から給与が受けられないときは、傷病手当金が支給されます。

申請書

健康保険傷病手当金支給申請書

添付書類

(申請書内に医師証明、事業主証明も必要です)

申請期間と申請期間前1ヵ月分の賃金台帳・出勤簿(タイムカード)の写し

●傷病手当金は、つぎの①②③④の条件をすべて満たす場合に支給されます。

1 業務外の事由による病気やけがのため療養中であること

※業務上の傷病については、労災保険の対象であるため傷病手当金は支給されません。

2 仕事につけない(労務不能である)こと

※労務不能の判定は、申請書内への担当医師等の意見を基に被保険者の従事する業務の種別を考慮し、本来の業務に耐えられるか否かを基準として行います。

3 連続する3日間を含み、4日以上労務に服せなかったこと

※傷病手当金は、療養のため労務不能である状態で休んだ日が連続して3日間あるときに、4日目以降労務に服せなかった日ごとに支給されます。この連続して休んだ最初の3日間を「待期」といい、待期が完成していないと傷病手当金は支給されません。

- ・就労時間中に業務外の事由で発生した傷病について労務不能となって早退した場合には、その日を待期期間の初日とすることができます。
- ・待期期間には、療養のため労務不能である日であれば、公休日や有給休暇であっても算入できます。

待期期間の例



4 給与(報酬)の支払いがないこと

※傷病手当金の支給額は、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額(1円未満四捨五入)です。

傷病手当金の支給額より多く給与を受けている場合は、その期間の分は支給されません。給与の支払いがあっても傷病手当金の支給額より少ない場合は、その差額が支給されます。

- ・標準報酬日額…標準報酬月額を30日で割った額(10円未満四捨五入)

○傷病手当金の支給期間は、同一の傷病につき、支給開始日から最長で1年6ヵ月間です。この1年6ヵ月間というのは歴の上の期間であって、1年6ヵ月間にいったん復職して受給していない期間があったとしても、暦の上で1年6ヵ月間を経過すれば支給期間は満了します。

○傷病手当金と出産手当金を同時に受けられる場合は、出産手当金が優先し、その間傷病手当金は支給されません。

○同一の傷病につき、障害厚生年金または障害手当金が支給されている場合または後日支給されるようになった場合は、傷病手当金の支給額が調整されます。

資格喪失後の傷病手当金

引き続き1年以上の被保険者期間がある^(注)被保険者が、退職時に傷病手当金の支給を現に受けているまたは支給を受けることができる場合^(※)は資格喪失後も給付を受けることができます。

(※)具体的には、「退職日より前に療養のため労務不能である状態で3日間以上連続して休んでいる(待期期間が完成している)」、かつ「退職日当日に療養のため労務不能である状態で仕事を休んでいる」という場合です。

- 資格喪失後の期間は、老齢厚生年金などの老齢退職年金との併給調整があります。退職年金を受給している場合に、その日額(年金額を360で割った額)が傷病手当金の支給日額より多い場合は、傷病手当金は支給されません。少なければ差額が支給されます。
- 在職中から引き続き労務不能である傷病についてのみ支給対象となります。退職後に新たに発生した別の傷病については支給対象となりません。また、退職後に軽快し労務不能でなくなった場合は、以後に再度労務不能となっても支給されません。
- 「退職日当日に仕事を休んでいる」とは、**欠勤、公休、有給休暇いずれも可ですが、退職日当日が出勤(短時間でも)の場合は、資格喪失後の給付を受けられません。**
- 任意継続被保険者の傷病手当金はありません。**傷病手当金の支給要件は、任意継続加入の有無とは関係なく、退職時に上記の条件を満たしているかどうかで判断されます。

(注)「引き続き1年以上の被保険者期間がある」とは、現在の会社で1年なくても、それ以前の協会けんぽ(または健康保険組合)加入期間から、間が空かずに連続加入していた期間が、1年以上ある場合も含みます。任意継続の期間及び、共済組合や国民健康保険の加入期間などは除きます。

武雄年金事務所内の協会けんぽ相談窓口を平成25年3月末をもって廃止いたします

このたび、協会けんぽ佐賀支部の窓口体制の見直しを行い、**武雄年金事務所内**に設けておりました協会けんぽ**相談窓口**について、窓口来訪者数の減少や事務経費等を総合的に勘案した結果、**平成25年3月末をもって廃止することとしました。**

ご利用の皆様には、ご不便をおかけすることとなりますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

※唐津年金事務所内の相談窓口は、平成25年度も従来通り開設いたします。

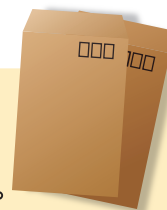
申請書は全て郵送でご提出いただけます。

郵送による申請書の提出にご協力をお願いいたします。なお、ご相談はお電話で受け付けておりますが、窓口での相談等をご希望の場合は、協会けんぽ佐賀支部窓口にて承っております。

■申請書は、協会けんぽのホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)から印刷いただくことができます。

■申請書をセブン-イレブンのマルチコピー機で印刷できる、「申請書ネットプリント」というサービスもございます。

(※コピー用紙1枚につき20円のプリント料金がかかります。)ご利用方法は協会けんぽのホームページをご覧ください。



〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

TEL 0952-27-0611

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ 佐賀

検索

メールマガジンで最新のお知らせ等を配信しています。詳細はホームページをご覧ください。



平成
24
年度

社会保険事務講習会開催のご案内

『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』

在職老齢厚生年金と高齢者雇用継続給付金との調整など、60歳からの社会保険と雇用保険に関する講習を行います。

地 区	日 時	会 場
佐 賀 会 場	平成25年2月19日(火)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥 栖 会 場	平成25年2月21日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武 雄 会 場	平成25年2月22日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐 津 会 場	平成25年2月27日(水)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄 **50名** 鳥栖・唐津 **30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 社会保険事務担当者の方

講 師 社会保険労務士

参 加 費 **会員事業所は無料** (但し、平成24年度社会保険協会費未納事
業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ
一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号				☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	(佐 賀 ・ 鳥 栖 ・ 武 雄 ・ 唐 津) 会場 / 平成 年 月 日 ()			
参加者氏名(2名まで)				
事 業 所 名				
事 業 所 所 在 地	〒			
	事業所電話番号 ()			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

皆様の職場へ 講師を派遣いたします！



佐賀県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康保持・増進のために「職場の健康づくり」をお手伝いします。また、退職前の方を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。日時などは自由に設定できますので、皆様のスケジュールに合わせてご利用ください。

事業所内出張年金相談・セミナー

社会保険労務士などが皆さまの職場に出向いて、年金を中心とした社会保険制度の周知や退職後のライフプラン等についての講義及びちょっとした相談などにも応じます。

保健師による健康相談

保健師が直接、皆さまの職場までお伺いし、従業員の方々に健康相談を行います。生活習慣病の予防や個々人の健康について個別相談に応じます。
日頃のちょっとした気になることなどお気軽にご相談ください。

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL 0952-26-3171 FAX 0952-26-3377

講師派遣申込書

平成 年 月 日

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 御中

会員番号											◀おわかりになる範囲で結構です。	
事業所〒												
所在地												
事業所名												
電話番号												
担当者名												
実施希望日時	平成	年	月	日	()	時	分	～	時	分		
参加人数	男子	名	女子	名	合計	名	平均年齢	歳				
実施場所												
希望講義 (どちらか選択)	1. 事業所内出張年金相談・年金セミナー 2. 保健師による健康相談											
希望テーマ・内容												

※申込書にご記入いただきました情報は、この事業以外の目的には使用いたしません。

※実施場所につきましては、詳しい地図などございましたら申込書に添付してください。

平成25年2月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (予約)	2
3	4 延長相談 19時まで	5 鹿島市民会館 (予約)	6 多久市役所 (予約)	7	8 伊万里市役所 (予約)	9 年金事務所 休日相談日
10	11	12 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談	13 有田町役場 東庁舎 (予約)	14	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18 延長相談 19時まで	19 鹿島市民会館 (予約)	20 多久市役所 (予約)	21	22 伊万里市役所 (予約)	23
24	25 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27 有田町役場 本庁舎 (予約)	28		

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00 年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00 ※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日の休日相談については完全予約制です。 ※鳥栖(オフィス)は月～金曜日 相談時間 8:30～17:15

出張相談 予約制 相談時間 10:00▶15:00

出張相談所	予約申込先
多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所での予約による年金相談も受付けております。
※希望される日の前日までに申し込みください。

- 佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所……………☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所……………☎0954-23-0121
- 街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)
……………☎0942-50-8151

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』**0570-05-1165**(ナビダイヤル)へ!

050または070から始まる電話でおかけになる場合は**03-6700-1165**にお電話ください。

受付時間

- 月曜日 8:30～19:00
- 火～金曜日 8:30～17:15
- 第2土曜日 9:30～16:00

- 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談をお受けします。
- 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。



- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号からおかけになる場合は、通常の電話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

各種適用関係届の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。

〒840-8530

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F
日本年金機構 佐賀事務センター

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成24年12月分保険料の納付期限は**平成25年1月31日(木)**です。

ご注意ください

※平成25年1月分の社会保険料計算に係る届書は**2月6日(水)**までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成25年1月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。